

様式1

事業報告書

(自 令和5年10月1日 至 令和6年9月30日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人社団 のの村
- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
- ② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
 出資額限度法人 その他
- ③ 基金制度採用 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

- (2) 事務所の所在地 静岡県静岡市葵区若松町98番地の1
- (3) 設立認可年月日 平成16年12月7日
- (4) 設立登記年月日 平成16年12月14日

2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種類	施設の名称	医療機関コード	開設場所	許可病床数
診療所	のの村耳鼻咽喉科クリニック	2214210201	静岡市葵区若松町98番地の1	一般病床 床 療養病床 床 [医療保険 床] [介護保険 床]

- (2) 当該会計年度内に社員総会又は評議委員会で議決又は同意した事項

令和5年11月22日 令和5年9月期決算の決定

令和6年9月30日 令和7年9月期の事業計画及び収支予算の決定

〃 令和7年9月期の借入金額の最高限度額の決定

〃 役員を選任

様式2

法人名 医療法人社団 のの村

※医療法人整理番号

所在地 静岡市葵区若松町98番地の1

財 産 目 録

(令和6年9月30日現在)

1. 資 産 額	148,563千円
2. 負 債 額	2,690千円
3. 純 資 産 額	145,873千円

(内 訳)

(単位:千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	67,233
B 固 定 資 産	81,330
C 資 産 合 計 (A + B)	148,563
D 負 債 合 計	2,690
E 純 資 産 (C - D)	145,873

(注)財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (法人所有 賃借 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物 (法人所有 賃借 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式3-4

法人名 医療法人社団 のの村

※医療法人整理番号				
-----------	--	--	--	--

所在地 静岡県葵区若松町98番地の1

貸借対照表

(令和6年9月30日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	67,233	I 流動負債	1,940
II 固定資産	81,330	II 固定負債	750
1 有形固定資産	765	負債合計	2,690
2 無形固定資産	965	純資産の部	
3 その他の資産	79,600	科目	金額
		I 出資金	5,000
		II 積立金	140,873
		III 評価・換算差額等	
		純資産合計	145,873
資産合計	148,563	負債・純資産合計	148,563

様式4-2

法人名 医療法人社団 のの村
所在地 静岡市葵区若松町98番地の1

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書
(自 令和5年10月1日 至 令和6年9月30日)

(単位:千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	74,885
2 事業費用	70,966
本来業務事業利益	3,919
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	
2 事業費用	
附帯業務事業利益	0
事業利益	3,919
II 事業外収益	734
III 事業外費用	20
経常利益	4,633
IV 特別利益	3,462
V 特別損失	109
税引前当期純利益	7,986
法人税等	88
当期純利益	7,898

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式 6

監事監査報告書

医療法人社団 のの村

理事長 野々村光栄 殿

私、松下昇は、医療法人社団のの村の令和 5 会計年度（令和 5 年 10 月 1 日から令和 6 年 9 月 30 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、主たる事務所において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和 6 年 11 月 11 日

医療法人社団のの村

監事 松下 昇